

議案第 20 号

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を
改正する条例

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条中「妊娠に起因する障害のための休暇」を「妊娠に起因する障害のための休暇、不妊治療のための休暇」に改める。

第15条の5の次に次の1条を加える。

（不妊治療のための休暇）

第15条の6 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1年度につき5日（体外受精又は顕微授精のため通院等を必要とする場合にあっては、10日）を超えない範囲で不妊治療のための休暇を受けることができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 不妊治療のための休暇の新設（第11条、第15条の6 関係）

1 年度につき 5 日（体外受精又は顕微授精のため通院等を必要とする場合にあっては、10日）を超えない範囲で不妊治療のための休暇を新設する。

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 21 号

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

境港市職員の育児休業等に関する条例（平成４年境港市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号ア中「121日以上であるものに限る。第18条第２号アにおいて同じ。）として引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員であつて、その養育する子を「121日以上であるものに限る。）の養育する子」に改める。

第18条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第22条を第24条とし、第21条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２ 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （１）職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （２）育児休業に関する相談体制の整備
- （３）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件の緩和（第2条、第18条関係）
非常勤職員が育児休業又は部分休業を取得する場合の在職期間の要件（引き続き在職した期間が1年以上）を廃止する。
- 2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備（第22条、第23条関係）
本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向確認や職員に対する研修の実施、相談体制の整備等を行う。
- 3 施行期日
令和4年4月1日

議案第 22 号

押印を求める手続の見直しのための関係条例の整理に関する条例制定について

押印を求める手続の見直しのための関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

押印を求める手続の見直しのための関係条例の整理に関する条例

(境港市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 境港市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年境港町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「」を削る。

(境港市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 境港市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年境港町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改め、同条第8項中「署名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

第10条第2項中「署名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

第11条第2項中「署名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

(境港市教育公務員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 境港市教育公務員の服務の宣誓に関する条例（昭和39年境港市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「」を削る。

(境港市火入れに関する条例の一部改正)

第4条 境港市火入れに関する条例（昭和59年境港市条例第17号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

(境港市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第5条 境港市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、印、及びの表示を用いて作成されている用紙は、押印を省略することを前提とし、当分の間、使用することができる。

(参 考)

主 な 内 容

1 押印を求める手続の見直しのための関係条例の整理

行政手続の簡素化及び効率化を図るため、平成8年と平成14年に押印廃止の取り組みを行ってきたが、5つの条例について「押印」の規定が残っており、条例の整理を行う。

2 施行期日

令和4年4月1日

議案第 23 号

境港市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定に
ついて

境港市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、執行機関の規則（規程を含む。）、議会の規則及び規程並びに鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）及び鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第37号）により市が処理することとされた事務について規定する鳥取県の条例及び執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって、法律若しくは法律に基づく命令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理を行う者であって、当該公の施設の管理に関する事項を定める条例等の規定に基づく手続等に関する権限を有するもの
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚により認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、市の機関等が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、市の機関等が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第7条 市長は、少なくとも毎年度1回、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術の利用に関する状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 市の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定

申請等及び処分通知等の行政手続等において、当該条例等の規定にかかわらず、書面等による手続に加え、電子情報処理組織を利用する方法による手続も可能とするための条例を制定し、本条例の規定による情報通信技術の利用に関する状況を、少なくとも毎年度1回は公表する。

2 施行期日

令和4年4月1日

議案第 24 号

境港市消防団条例の一部を改正する条例制定について

境港市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市消防団条例の一部を改正する条例

境港市消防団条例（昭和35年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（休団）

第5条の2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する消防団員が申請した場合で、消防団の運営に支障がないと認めるときは、3年を超えない範囲内において、当該消防団員が消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることを承認することができる。

（1）妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由により、職務に従事することができない場合

（2）前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事由により職務に従事することができない場合

2 休団しようとする消防団員は、文書をもって任命権者に申請しなければならない。

3 休団している消防団員が自ら復帰しようとするときは、文書をもって任命権者の承認を受けなければならない。

4 休団期間中は第10条第1項に規定する報酬は支給しない。この場合において、年度の途中において休団し、又は復帰した消防団員に支給する報酬の額は月割計算により得た額（1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた額）とする。

第10条を次のように改める。

（報酬）

第10条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 年額報酬は、次の表に定めるとおりとする。

職名	団長	副団長	団部長 分団長	副分団長	分団部長	班長	団員
年額報酬	円 82,500	円 69,000	円 50,500	円 45,500	円 37,000	円 37,000	円 36,500

3 前項の報酬は、7月、10月、1月及び翌年度の4月に、当該月の前月までの3か月分として、年額報酬の4分の1の額を支給する。

4 年度途中において消防団員の身分に異動が生じたときには、月割計算（1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた額）により得た額を支給する。この場合において、1か月に満たない在職期間については1か月に切り上げるものとし、月の途中で職が変更になったときは、上位の職を当該月における職として支給する。

5 消防団員が条例、規則及び命令に基づき出動又は点検をした場合は、出動報酬を支給するものとし、次の表に定める区分に応じた額を支給する。

区分	金額
災害現場出動	1日につき 8,000円

警備警戒出動	1 日につき 3,500円
教養訓練出動	1 日につき 3,200円
機械器具点検	1 日につき 1,100円

6 前項の報酬は、7月、10月、1月及び翌年度の4月に、当該月の前月までの3か月間に生じた支給事由に応じた額を支給する。

第11条を次のように改める。

(費用弁償)

第11条 消防団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として境港市職員等の旅費に関する条例（昭和34年境港市条例第38号）の規定を準用し、旅費を支給する。この場合において、同条例に規定する旅行命令権者は、市長とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年1月1日から同年3月31日までに実施した出動又は点検に係る支給は、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 消防団員の休団に関する規定を追加（第5条の2関係）

妊娠、出産、育児、介護等の事由により、消防団員に従事することができない場合に、休団（消防団活動の休止）の条項を追加し、報酬等の適正な管理を行う。

2 消防団員の報酬規定の見直し（第10条及び第11条関係）

消防庁が「非常勤消防団員の報酬等の基準」を制定したことに伴い、消防団員の報酬を年額報酬と出動報酬の2種類とし、出動報酬額の引き上げと、支給方法の規定を追加する。

区 分	金 額	
	改正前	改正後
	1回につき	1日につき
災害現場出動 ※	3,300円	8,000円
警備警戒出動	3,300円	3,500円
教養訓練出動	3,000円	3,200円
機械器具点検	1,000円	1,100円

※「災害現場出動」は改正前においては「火災現場出動」

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第 25 号

境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例制定について

境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年境港市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「非常勤消防団員が、」を「非常勤消防団員が、境港市消防団条例（昭和35年境港市条例第19号）第5条の2の規定により休団した場合、同条例第8条の規定により停職となった場合及びその他」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 退職報償金の支給における勤務年数の不算入期間の一部改正（第4条の2関係）
退職者の勤務年数の不算入期間に、休団期間及び停職期間を追加する。

2 施行期日

令和4年4月1日

議案第 26 号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市手数料条例の一部を改正する条例

境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。
別表第3第1項中

（1）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類（以下「基準適合証」という。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の規定に基づく設計住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）の添付がない長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき49,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき99,000円
（2）基準適合証の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき11,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき23,000円
（3）住宅性能評価書の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき19,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき40,000円

」を

（1）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の規定により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（以下「確認書」とい	一戸建ての住宅	1件につき49,000円
--	---------	--------------

う。)又は同条4項の規定により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書(以下「住宅性能評価書」という。)の添付がない長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建て以外の住宅	1件につき99,000円
(2) 確認書の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき11,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき21,000円
(3) 住宅性能評価書の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき11,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき21,000円

」に

改める。

別表第3第2項中

「

(1) 基準適合証の添付がない長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき72,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき147,000円
(2) 基準適合証の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき17,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき34,000円

」を

「

(1) 確認書の添付がない長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき72,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき147,000円
(2) 確認書の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき17,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき31,000円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号。以下「改正法」という。）の施行の日前に交付された基準適合証（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する改正法による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第６条第１項各号に掲げる基準に適合することを証する書類をいう。）を添付して行う改正後の境港市手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第３の認定申請に対する審査については、当該基準適合証を確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第３項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された同項に規定する確認書をいう。）とみなして、同表の規定を適用する。
- 3 改正法の施行の日前に交付された住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する住宅性能評価書をいう。）を添付して行う改正後の条例別表第３の認定申請に対する審査については、同表の規定にかかわらず、この条例による改正前の境港市手数料条例別表第３に定める額の手数料を徴収する。

(参 考)

主 な 内 容

1 建築物の長期優良住宅認定事務手数料の改正（別表第3関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の改正に伴い、建築物の長期優良住宅認定事務手数料を改正する。

（1）新築の住宅に係る長期優良住宅建築等計画

区分		金額	
		改正前	改正後
（2）確認書※の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	11,000円	11,000円
	一戸建て以外の住宅	23,000円	21,000円
（3）住宅性能評価書の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	19,000円	11,000円
	一戸建て以外の住宅	40,000円	21,000円

（2）住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画

区分		金額	
		改正前	改正後
（2）確認書※の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	17,000円	17,000円
	一戸建て以外の住宅	34,000円	31,000円

※「確認書」は改正前においては「基準適合証」

2 施行期日

令和4年4月1日